

平成 29 年度

第 9 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成29年12月4日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成29年度第9回農業委員会総会を大多喜町役場第3会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第3号 農用地利用配分案の意見聴取について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 認定電気通信事業者による事業計画について

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

<出席委員>（11名）

1番委員：加曾利益弘

2番委員：佐川順一郎

3番委員：齋藤豊彦

4番委員：君塚作治

5番委員：磯野幸作

6番委員：藤平重男

7番委員：押元康郎

8番委員：猿田義久

9番委員：浅野幸男

10番委員：山岸潔

11番委員：岩瀬貞夫

<出席職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 小高一哉 寺井絵里

開 会（午後 1 時 5 分）

局長（吉野）

それでは、定刻前でございますが、只今より平成 29 年度第 9 回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は委員全員のご出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定によりまして会議は成立します。それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によりまして岩瀬会長に議長をお願いしたいと思います。

議長（岩瀬会長）

議事日程 3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、7 番の猿田委員、8 番の押元委員にお願いします。

それでは、早速ですが議事日程 4 の議事に入らさせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

1 ページをお開きください。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 29 年 1 月 4 日提出 大多喜町農業委員会会长 岩瀬貞夫。

番号 14、所在・地番 下大多喜地先、地目 田、地籍 80 m²、権利者 神奈川県川崎市○○○○氏、義務者 茂原市○○○○氏、事由 讓受人 近い将来、大多喜町に永住するため、譲渡人 年老いたため、権利内容 売買による所有権移転。

なお、譲受人の権利取得後の農業経営の実態は、2 ページに記載のとおりです。本件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号 14 については 10 番山岸委員に現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

山岸委員（10番）	報告させていただきます。 平成29年12月2日午前10時から約1時間、譲受人及び譲渡人の代理人立会のもと現地調査を行いました。申請地の場所は、資料3-14案内図のとおりです。地目が田となっていますが畠として管理されており、譲受人も畠として利用したいとの事でした。隣接地へ土砂が流出したりする影響は全くなく、他の農地と完全に区切られている状況となっていることから問題ないと思われます。
議長（岩瀬会長）	ありがとうございました。10番 山岸委員の現地報告が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。
斎藤委員（3番）	譲受人は、他に農地はあるのですか。
事務局（寺井）	昨年の8月に農地法第3条により所有権移転により田を2筆2,659m ² 取得しております。
斎藤委員（3番）	わかりました。
浅野委員（9番）	山岸委員にお聞きします。敷地の周りにフェンスを設置してありますが、この中にあるのでしょうか。
山岸委員（10番）	その中に、この申請地の畠があります。
議長（岩瀬会長）	他に質問等はございませんか。
佐川委員（2番）	譲受人の事由によると、近い将来と書いてありますが、具体的な日程は把握していますか。
事務局（寺井）	申請書を受付した時に聞いた時には、年内中に居宅が完成する予定なので、その後引っ越しすると思われます。
議長（岩瀬会長）	他に質問等はございませんか。
議場	———— 質問・意見等なし ————
議長（岩瀬会長）	番号14についてご異議ございませんか。

議 場

意義なし

議長（岩瀬会長）

それでは、番号14については異議なしと認め、議案第1号可決となりました。

続いて、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。本案について、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

3ページをお開きください。議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。
平成29年12月4日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

- 1 大多喜町農用地利用集積計画（案） 別添のとおり、
- 2 公告を予定する日 平成29年12月5日。

4ページをご覧ください。ここから各筆明細書となりますので説明させていただきます。

番号29-64、所在地番 石神地先、地目 田及び畑、筆数10筆、地籍 合計 12,643 m²、利用計画は田及び畑として利用、賃借権の再設定であり、借賃 田は米10a 当り 30 kg、畑は 10a 当り 10,000 円、期間が平成29年12月5日から平成35年12月4日までの6年間、借賃の支払 毎年12月31日までに持参払及び口座振込、貸付者 東京都国分寺市の○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

6ページ、番号29-65 所在地番 石神地先、地目 畑 筆数1筆 地籍 865 m²、利用計画は畑として利用、賃借権は新設定であり、借賃は 10a 当り 10,000 円、期間が平成29年12月5日から平成35年12月4日までの6年間、借賃の支払 每年12月31日までの口座振込、貸付者 東京都国分寺市○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

7ページ、番号29-66 所在地番 横山地先、地目 田、筆数7筆、地籍 合計 6,108 m²、利用計画は水田として利用、賃借権は再設定であり、借賃はコシヒカリ 150 kg、期間が平成29年12月5日から平成39年12月4日まで

の10年間、借賃の支払 每年10月31日までの持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

9ページ、番号29-67 所在地番 石神地先、地目田、筆数1筆 地籍3,097m²、利用計画は水田として利用、貸借権は再設定であり、借賃はコシヒカリ 90 kg、期間が平成29年12月5日から平成32年12月4日までの3年間、借賃の支払 每年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

10ページ、番号29-68 所在地番 泉水地先、地目田、筆数1筆 地籍2,473m²、利用計画は水田として利用、貸借権は新設定であり、借賃は10a 当りコシヒカリ 60 kg、期間が平成29年12月5日から平成39年12月4日までの10年間、借賃の支払 每年12月31日までの持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 公益社団法人千葉県園芸協会。

11ページ、番号29-69 所在地番 横山地先、地目田、筆数7筆、地籍 合計5,918m²、利用計画は水田として利用、貸借権は再設定であり、借賃はコシヒカリ 330kg、期間が平成29年12月5日から平成39年12月4日までの10年間、借賃の支払 每年10月31日までの持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

13ページ、番号29-70 所在地番 下大多喜地先、地目田、筆数1筆、地籍2,893m²、利用計画は水田として利用、貸借権は新設定であり、借賃は10a 当り 60 kg、期間が平成29年12月5日から平成34年12月4日までの5年間、借賃の支払 每年9月30日までの持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

14ページ、番号29-71 所在地番 葛藤地先、地目田、筆数2筆、地籍 合計1,836m²、利用計画は水田として利用、貸借権は再設定であり、借賃は10a 当り 3 斗、期間が平成29年12月5日から平成39年12月4日までの10年間、借賃の支払 每年10月31日までの持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。

15ページ、番号29-72 所在地番 横山地先、地目田、筆数1筆 地籍898m²、利用計画は水田として利用、貸借権は再設定であり、借賃は米 30 kg、期間が平成29年1

2月5日から平成39年12月4日までの10年間、借賃の支払 每年10月31日までの持参払、貸付者 大多喜町○〇〇氏、借受者 大多喜町○〇〇〇氏。

なお借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は16ページ及び17ページまでのとおりです。

すべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

議場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

質問等が無いようですので、議案第2号についてご異議ございませんか。

議場

意義なし

議長（岩瀬会長）

議案第2号については、可決となりました。

続きまして、議案第3号 農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います

事務局（寺井）

それでは18ページをお開きください。

議案第3号 農用地利用配分計画案の意見聴取について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を定めるにあたり、同法第19条第3項の規定に基づき、大多喜町長から諮問を受けたので、その可否について意見を求める。平成29年12月4日提出 大多喜町農業委員会会长 岩瀬貞夫。

農用地利用配分計画（案）について、19ページをお開きください。

賃借権又は使用貸借による権利の設定関係についてご説明します。

整理番号2 権利の設定を受ける者の氏名○〇〇〇氏、住所 大多喜町○○、権利を設定する土地、所在 大多喜町泉水地先1筆、現況地目 田、面積 2,473 m²、設定する権利、種類 賃借権、利用内容 田、始期 認可の公告日、存続期

間 平成39年〇月〇日、借賃2.47俵（物納）、借賃の支払方法 每年12月31日までに耕作者が土地所有者に直接納める、備考 10a 当り1俵。なお、農地利用配分計画の賃借権設定等の条件についての共有事項につきましては20ページに記載のとおりです。また、21ページには土地改良区の賦課金等に係る特約事項も記載のとおりです。22ページの賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等については、記載のとおりとなっております。事務局からは以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願ひします。

山岸委員（10番）

19ページの中段に、「権利の設定を受ける者」だけでなく「権利の設定を渡す者」も入れた方がいいのでは。
これは、様式が決まっていのでしょうか。

事務局（小高）

これは、農地中間管理機構の様式として定まっています。

山岸委員（10番）

それならば、仕方がないんですけど、もう少し解り易い様式した方がいいと思います。

事務局（小高）

園芸協会の会議の際に伝えたいと思います。

議長（岩瀬会長）

他に質問等ござりますか。

議場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

質問等が無いようですので、議案第3号についてご異議ございませんか。

議場

意義なし

議長（岩瀬会長）

議案第3号については、可決となりました。

議件は以上をもって終了となります。

続いて、報告事項について事務局よりお願ひします。

事務局（寺井）

23ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条

の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成29年12月4日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号24、所在地 部田地先外1筆、地目 田、地籍合計1,804m²、登記原因・日付 相続 平成29年10月23日、権利者 市原市北国分寺○○○○氏。

番号25、所在地 久我原地先外5筆、地目 田及び畠地籍合計5,647m²、登記原因・日付 相続 平成29年11月13日、権利者 大多喜町○○○○氏。

報告第1号の説明については以上です。

24ページをお開きください。報告第2号 認定電気通信事業者による事業計画について。下記のとおり、事業計画書の提出があったので報告する。平成29年12月4日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号1、用途区分 NTTドコモ無線基地局、所在 弓木地先1筆、地目 田、地籍603m²の内約2m²、届出人 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 株式会社NTTドコモ ○○○○氏、土地所有者の住所・氏名 大多喜町○○○○氏。

番号2 用途区分 KDDI携帯電話基地局、所在 弓木地先1筆、地目 田、地籍1,197m²の内6.25m²、届出人 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号 KDDI株式会社 ○○○○氏、土地所有者の住所・氏名 大多喜町○○○○氏。

番号3 用途区分 番号2と同じ、所在 伊保田地先1筆、地目 田、地籍546m²の内6.25m²、届出人 番号2と同じ、土地所有者の住所・氏名 大多喜町○○○○氏。

番号4 用途区分 番号2及び3と同じ、所在 平沢地先1筆、地目 田、地籍672m²の内8m²、届出人 番号2及び3と同じ、土地所有者の住所・氏名 大多喜町○○○○氏。

番号5 用途区分 番号2、3及び4と同じ、所在 筒森地先1筆、地目 田、地籍822m²の内6.25m²、届出人 番号2、3及び4と同じ、土地所有者の住所・氏名 大多喜町○○○○氏。

報告第2号の説明については以上です。

26ページをお開きください。報告第3号 農地の転用事

実に関する照会について。下記のとおり、千葉県地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので、報告する。平成29年12月4日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号5、所在地 森宮地先1筆、地目 畑、地籍1,133m²、変更登記地目 山林、登記原因・日付 昭和年月日不詳 地目変更、調査・報告地目 平成29年10月17日に猿田委員、押元委員、事務局で現地確認。照会地の現況は、耕作をしようにも平地から歩行困難な山道を登らなければならず、樹齢40年以上と見られる雑木が生えていた。申請者の話からも50年以上耕作が行われていないと言う話である。従って農地として復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地の所有者 大多喜町○○○○氏。

番号6、所在地 泉水地先1筆、地目 畑、地籍185m²、変更登記地目 宅地、登記原因・日付 昭和年月日不詳 地目変更、調査・報告地目 平成29年11月9日に猿田委員、押元委員、事務局で現地確認。照会地の現況は、庭木が植えられ庭石が置かれ、電柱の支線が張られており、宅地の一部として使用されているようであった。なお、平成18年から宅地として現況課税されている。従って、農地として復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地の所有者 大多喜町○○○○氏。

番号7、所在地 平沢地先1筆、地目 田、地籍264m²、変更登記地目 山林、登記原因・日付 昭和年月日不詳 地目変更、調査・報告地目 平成29年11月15日斎藤委員、君塚委員、磯野委員、事務局で現地確認。照会地の現況は、農地として耕作されていた頃から生えていたと思われる杉木や、樹齢20年以上と思われる雑木が複数生えており、道路からも低く、平成2年から耕作が行われてないとしても、20年以上が経過している。従って農地として復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地の所有者 勝浦市○○○○氏。

報告第3号の説明については以上です。これで報告事項はすべて終了です。

議長（岩瀬会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程6のその他に入ります。

事務局から何かありますか。

事務局（寺井）

事務局からは特にありません。

局長（吉野）

委員さんの方から何かありますでしょうか。
特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉
会させていただきます。

閉　　会（午後2時40分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月4日

会　　長

岩瀬　晃夫

署名委員

押元　康郎

署名委員

猿田　義人